岩倉市市民参加条例検討委員会議事録

会議名称	第8回岩倉市市民参加条例検討委員会	
開会及び閉会日時	平成 27 年 1 月 21 日 (水) 午後 2 時から午後 5 時 10 分	
開催場所	岩倉市役所 大会議室	
委員長氏名	小林 慶太郎	
出席委員 所属等、氏名	四日市大学教授 岩倉市区長会 ローカル・ワイド・ウェブいわくら いわくら・ユニバーサルデザイン研究会 市民公募 市民公募 市民公募 総務部行政課長 市民部市民窓口課主幹 総務部秘書課主査	小林 慶男
事務局職氏名	総務部長 企画財政課長 企画財政課主査 企画財政課主事 企画財政課主事 企画財政課主事	柴山 俊介 長谷川 忍 加藤 淳 須藤 隆 宇佐美 祐二 渡部 正樹
会議次第	 あいさつ 議事録の承認 条例案の説明 議事 (1)協働について その他 	
配付資料	 次第 資料1:第7回検討委員会議事録 資料2:第7回検討委員会の協議内容に係る条文 資料3:(仮称)岩倉市市民参加条例の検討手引き 資料4:(仮称)岩倉市市民参加条例ワークシート 	₹ No.21~23

議事録

次第2~5について

2 議事録の承認

・第7回会議議事録の一部について委員より指摘があった。事務局で調整した上で、次回会議で 改めて承認を求める。

3 条例案の説明

[事務局より資料2に基づき条文(案)について報告]

- ○委員からの意見
- ・「住民」という言葉の定義や個人情報の取扱いを、細則などのなんらかの形でしっかりと定めること。
- ・住民投票の具体的な実施形態については、現行の選挙等に準ずることが望ましいが、今後の議 論によっては個別に定める可能性がある。
- ・住民投票の請求及び発議に関する条文の第3項と第4項において、議会の議決に関する表現が 重複しているので、調整すること。

4 議事

[協働について委員により検討]

委員長 No.21「協働の基本理念・原則」について、当初の議論において、この市民参加条例は、市民参加手続・住民投票・協働の3本柱で構成していくという構想であったが、 協働の理念・原則について規定しないという意見があるので理由を聞きたい。

委員 理念・原則については、自治基本条例の中に盛り込むべきことであり、市民参加条例では、具体的な内容について規定するべきだと考えた。また、自治基本条例第3条に「協働」という言葉の定義がなされているので、それ以上は理念や原則について定める必要がない。

委員 自治基本条例を改正することは難しいので、市民参加条例で規定したほうがよい。 同意である。自治基本条例第 10 条第 4 項の定めのとおり、協働に関することは市民 参加条例で規定するべきである。

委員長 自治基本条例第3条で協働の定義について、第4条第3号で協働の原則について大 まかに示している。それを受けて、市民参加条例で具体的に規定していくこととすれ ばよいのではないか。

委員 同意である。市民参加条例の中で、協働についてしっかりと完結させるべきである。 **委員** 理念・原則について規定するべきかどうかは、最終的に決定すればよい。協働について規定することに反対するつもりもない。ただ、自治基本条例を始めとして、市民 参加条例や議会基本条例などにおいて、岩倉市らしさを出すためには、柔軟な考え方が必要だということである。

委員長 では、協働について規定していくこととする。まず、協働ルールブックに定められている5つの基本原則(協働の心構え)についてどのように定めるか。5つすべてを活かすこととしてよいか。

委員 異議なし。

委員長 他に追加するべきものはあるか。

季員 事業評価の原則を追加するべきである。NPO 団体等にとって、自立性・持続性の確保は大変重要な課題である。常に現状の改善を追求する必要がある。NPO 団体等から情報を開示させ、事業評価を行う体制が必要である。

委員長 すでにある公開性の原則よりさらに深く開示を求めていくことになる。行政と協働 する際には、公金が投入される場合もある。より詳細な収支報告等の情報の開示を義 務付ける必要があるという意見である。これに対して意見はあるか。

委員 市民活動団体には、規模の大きなものもあれば小さいものもあり、どちらも大事に したい。よりよくしていくために事業評価が効果的ということは理解できるが、すべ ての団体に義務付けることは、「協働」のハードルを上げることになり望ましくない。

委員 同意である。重要ではあるが、基本原則としてはそぐわない。

委員 基本原則とした場合は、必ず事業評価を受けなければならないのか。

委員 委託や助成など、公金が投入される場合の原則として想定している。

委員 事業評価は重要である。基本原則ではなく、No.22「協働の種類と協働推進上のポイント」の中で規定してはどうか。

委員 そのとおりでよい。

委員長 では、事業評価については、原則としては定めず、後で議論することとする。他に 意見はあるか。

委員 対等性の原則について、ルールブックの記述のとおりでは表現が弱い。市民と行政 が真に対等となるような表現にしたい。

委員 同意である。対等であるためには、行政は市民とより近い目線に立つ必要があるし、 市民はより自主性・自立性を確立する必要がある。ただ、対等性と自主性・自立性は 同意義ではないため、自主性・自立性を一つの原則として定めるべきである。

委員長 「対等」という意義自体も曖昧なので、「相互の尊重」等に置き換えてもよいかも しれない。

委員 そのあたりは、もともとルールブックの記述で触れている。解説等で補足すれば足りる。

委員 自治基本条例第4条と同様の形式で、各原則を示した後に続く説明文において具体

的に説明すればよい。自主性・自立性を原則として定めることについて異議はない。

委員 自主的に活動することは前提であり、補助や支援を受ければステップアップできる というのが筋である。規定する必要はない。

委員 対等の原則の中の「対等なパートナー」という表現では十分でない。お互いの目線に立ち、尊重するという表現を用いたほうが、自主性・自立性にもつながる。

委員 それについては、相互理解の原則としてすでに記述してあるので必要ない。

委員長 対等の原則と、自主性・自立性の原則についてそれぞれ整理したい。対等の原則については、今日の議論を反映させた記述とする前提で、事務局に委ねることとする。 自主性・自立性について、新たに原則として規定することに異論はあるか。

委員 協働の基本原則の一つとして自主性・自立性を定めることに違和感がある。それよりも、対等の原則の説明文を「相互の自主性・自立性を尊重しつつ」から「相互に自立して」へ変更してはどうか。

委員 良い案だとは思うが、厳密には意味が異なる。やはり、別立てで定めたほうがよい。

委員長 例えば、補助金が出るから惰性で活動している団体や、補助金が出るなら活動して もいいという消極的な団体が存在するのであれば、自主性・自立性の原則を定める意 味があるかもしれない。逆に、そのような団体は存在せず、自主性をもって活動し自 立している団体が多数であれば定める必要はない。岩倉市の実情はどうか。

委員 過去には、市から補助金をもらっていることを特権のように語る団体が存在した。 確認のためにも、自主性・自立性について定めたほうがよいと思う。

委員 補助や助成を受けることで、市の意向に縛られることは避けたい。

委員 協働の主体には、市民や市民活動団体、地域団体だけでなく、事業者や行政も含まれる。そのすべてに対して、自主性・自立性を原則として掲げることはふさわしくない。

委員長 行政が他の主体に対して依存することも考えられる。スポーツ振興行事を体育協会 に丸投げしている自治体も存在する。岩倉市がそのような状況に陥らないために、自 主性・自立性を求めることは、間違ったことではない。

> 一旦、事務局に条文案を作成してもらい、その上で、他の基本原則と比較し、追加 するかどうかを決めることとしてはどうか。

委員 異議なし。

委員長 では、次にNo.22「協働の種類と協働推進上のポイント」について議論する。協働の 段階 (PDCA) について規定するかどうか。

委員 ルールブックにあることをどこまで記載するべきか悩ましい。他市の例を見る限りでは、PDCA について定めているところは少ない。

委員長 例えば、碧南市の「協働のまちづくりに関する基本条例」第9条では、「政策の形

成、執行及び評価の過程において、市民と協働する機会を整備するよう努めなければならない」とし、具体的な規定はしないまでも、PDCAを想像させるような表現を用いている。

委員 一言に PDCA と言っても、さまざまな方法がある。 PDCA は非常に重要な手法であるが、具体的に規定するのは難しい。活動の負担となることも避けたい。

委員 同意である。細かく規定する必要はない。

委員 公金が投入される場合には評価を受けることとし、規定するべきである。独自に活動する場合には、評価の必要はない。

委員 基本原則において公開性の原則を定めており、それを担保するために PDCA は必須である。ただ、触れる必要はあるが、内容を具体的に規定する必要はない。

委員 例えば、防災訓練のように複数の区が合同で実施する行事は、PDCA がなじまないのではないか。

委員長 「PDCA」と言葉にすると仰々しく感じるが、実際の工程の中では当然に行われていることが多い。防災訓練においても同様である。合同で実施しよう (P) 、実施する (D) 、ここが良くなかった (C) 、次は改善しよう (A) という話し合いが、実施主体が多いほど必然的に行われる。

委員 同意である。何か活動を実施する際には、PDCA は必然的に行われるものである。市 民活動助成金のように、交付を受けようという「P」の段階で、企画を発表し、評価を 受け、改良するという PDCA が行われるものもある。

委員 各行政区が市から助成金を受け取っているが、その場合にも PDCA を行うのか。

委員 その場合は、PDCA はなじまないので行わない。

委員 行政区や子ども会などが、助成として公金を受ける場合は、受け取る側には PDCA はなじまない。与える側の行政が責任を持って判断すればよい。

季員長 「協働」なので複数の主体が存在する。状況や性質に応じて受け取る側と与える側が互いに評価、改善を実施すればよい。ただ、一方で、漫然と公金を投入してはいけないという考え方もあり、PDCA が必要な場合もある。例えば、他市の敬老会のように、行政から補助金を得て実施しているが、役員が毎年替わることもあり、評価や改善が行われず、恒例行事だからという理由だけで漫然と続けられているものもある。公金を投入し、行政と地域とが協働する場合などには、PDCA が必要である。

ここまでの議論を踏まえて、まず、PDCAの必要性について大まかに規定し、次に、公金が投入される場合には、一定の基準のもとに PDCA をしっかりと実施するように規定するというように、2段階に分けて規定する方法もあるがどうか。

委員 自治基本条例第22条で、行政評価について規定している。公金を投入する事業の場合は、この第22条に該当するかもしれない。市民参加条例の中でPDCAについて規定

するのであれば、協働のあり方に対する PDCA として規定したほうがよいと思う。

委員 個人や団体が各々に資金を出し合って協働することもあり、その場合には PDCA が必要である。公金が投入される場合に限定されるものではない。

委員 「自立」が重要と考える。自立した組織は常に PDCA を実施しており、その一例として公金が投入される場合について触れた。ただ、行政の評価のあり方に対しても疑問がある。行政評価は、数値だけではなく本質を見て行わなければならない。

委員長 自治基本条例第 22 条の行政評価のあり方については、別の重要な問題として行政が 求められていくことではあるが、ここでは協働における PDCA のあり方について規定す る。PDCA に留意することと、協働のあり方について一定の基準のもと評価や効果の検 証を実施することについて規定するということでよいか。

委員 異議なし。

委員長 では、次に協働の種類について議論する。協働のルールブックでは、事業委託、事業共催、補助・助成、後援、事業協力の5種類について規定しているが、市民参加条例ではどうするか。

委員 ルールブックでは、行政と市民の間の協働にしか触れていないように感じる。

委員 市内事業者や市民活動団体、行政区など、市に関わる者すべてを「市民」という言葉で表現していると理解している。

委員 その理解であったとしても、市民と市民の協働については触れられていない。

委員長 協働の種類について規定する意義は、協働にどのような形態があるかを分かりやすくすることである。「事業協力、事業共催などのほか、行政から市民への補助・助成、後援、事業委託など多様な形があります」と謳っておけば足りるのではないか。それ以外の意義や、何か意見があれば教えてほしい。

季員 事業委託は行政が市民に委ねる、事業共催は行政と市民が一緒に行うという点で意味が異なる。協働の種類がいろいろあるということを分かりやすくしたほうがよい。

委員 用語に差が見出せないので、委員長の提案でよい。

委員 異議なし。

委員 地域団体や市民活動団体への行政からの人的な支援については触れられていないが よいか。

委員長 人的な支援については補助・助成の中に含まれているという解釈でどうか。

委員 異議なし。

5. その他

今後の日程 第9回 平成27年2月17日(火)第2委員会室

第10回 平成27年3月13日(金)大会議室 いずれも午後2時から4時30分まで